

入札（見積）結果調書

令和 5 年度

契約番号	第72-21-00255号		
件名	発寒川取水場自家発コンプレッサー設備修繕		
入札（見積）年月日	令和 5年 8月 30日	午前10時	00分
入札（見積）場所	水道局総務部総務課入札室		
落札（決定）金額	1,045,000 円	主管課	72 藻岩浄水場
	<small>入札（見積）価格に 10% に相当する額を加算した金額が法律上の落札（決定）金額である。</small>	最低制限価格	
工種（業種）	292 修繕		円
落札（決定）業者	60000106850 （株）明電エンジニアリング 北海道支店		

入札（見積）経過

（単位：円）

指名（見積）業者名	入札（見積）金額						価格交渉金額
	第 1 回	最低金額	第 2 回	最低金額	第 3 回	最低金額	
（株）明電エンジニアリング 北海道支店		950,000					決定
(備考)							



業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 発寒川取水場自家発コンプレッサー設備修繕
- 2 事業者名 株式会社 明電エンジニアリング 北海道支店
- 3 特定理由 本修繕の対象設備は、発寒川取水場に設置されている自家発設備システムの一部である。

本修繕は停電時にエンジンを自動起動させるための、コンプレッサー設備の機能回復を行うもので、故障した部品等を交換した後には、試運転及び正常動作を確認するための性能評価も必要となる。

本修繕を行うためには、設備仕様を熟知しているメーカーでなければ、設備の仕様に合致した、交換部品の選定が出来ず、部品交換後の試運転に伴うシステム全体の性能評価ができない。

当該設備は（株）明電舎が設計・製造・納入したものであるが、整備修繕に必要な技術・資料についてはメーカー独自の仕様であり、一般に公開していないものが多いことから、メーカー若しくはその保守を移管された業者でなければ、当該修繕をすることができない。

よって、（株）明電舎から直接、保守を移管された上記業者を特定する。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第___号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

入札（見積）結果調書

令和 5 年度

契約番号	第51-21-00292号		
件名	太陽光発電出力制御ユニット		
入札(見積)年月日	令和 5年 8月 30日	午前10時 00分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	2,068,000 円	主管課	51 中部配水管理課
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	390 その他		円
落札(決定)業者	A0000007120 パナソニックEWエンジニアリング(株) 北海道・東北		

入札（見積）経過

(単位：円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
パナソニックEWエンジニアリング(株) 北海道・東北		1,880,000					決定
(備考)							



業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 太陽光発電出力制御ユニット
- 2 業者名 パナソニックEWエンジニアリング（株）北海道・東北支店
- 3 特定理由

川沿庁舎の太陽光発電設備は平成29年度施工の「中部水道センター太陽光発電設備設置工事」にて設置されたものである。一定出力以上の太陽光発電設備は「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）」（平成24年7月施行）及び同法施行規則等に基づき、電力の逆潮流を行う場合は遠隔出力制御システムを設置する必要があるが、当該設備は逆潮流を行わない想定で設置されたため上記システムを有していない。「中部および南部水道センター太陽光発電設備への遠隔制御システムの設置について（伺）」（R2年4月企画課起案）で検討された通り、上記システムを導入したほうが逆潮流をやめる場合よりも経済的に優位であるため、システム導入のため出力制御ユニットを新たに購入・設置するものである。

出力制御ユニットは単体では動作せず、製造業者により専用のプログラムを作成してもらう必要がある。そのプログラムは対象設備に適合したものでなくてはならず、かつ今回のように増設する場合は既存プログラムと競合しないものでなくてはならない。当該設備は標記業者（当時・パナソニックLSエンジニアリング株式会社）によって本庁舎用の構成に合わせて独自に設計されたものであり、詳細な仕様は一般に公開されておらず、標記業者は本機器の製造に必要なデータを有する唯一の業者である。

以上より、標記業者以外では本製造請負を履行することができないことから、特定するものである。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

~~【特定調達契約の場合】~~

~~—地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第—号に該当すると判断されるため。~~

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準（平成29年4月17日 総務課長決裁）」に定められる。